

令和3年4月1日

和泉市教育委員会 様

和泉市適正就学対策審議会
会長 末下 広幸



令和3年2月11日付け和泉学教第2986号で諮問のありました内容について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 幸小学校、池上小学校、富秋中学校を統合し、現富秋中学校を敷地とした新設の施設一体型義務教育学校(小中一貫校)とする。
2. 新設の施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の就学区域は、「池上町(阪和線以東の区域を除く)、池上町一丁目、池上町二丁目、池上町三丁目、池上町四丁目、富秋町一丁目、富秋町二丁目、富秋町三丁目、幸一丁目、幸二丁目、幸三丁目、伯太町(都市計画道路池上下宮線以北の区域)、伯太町四丁目(6の5、36の9、46の2、75の2、135の16、934のそれぞれの地番を結ぶ線(都市計画道路池上下宮線)以北の区域)、池上町(阪和線以東の区域)、葛の葉町一丁目、葛の葉町二丁目、葛の葉町三丁目」とする。

(附則)

(仮称)富秋中学校区施設一体型義務教育学校(小中一貫校)に就学すべき児童のうち、葛の葉町一丁目、二丁目、三丁目の児童、生徒について、保護者の申出により、信太小学校、信太中学校に就学することができる。

【附帯意見】

上記の答申に際し、次のことについて配慮を望む。

- ・保護者、地域への情報提供の充実を図ること。
- ・通学路の安全対策を推進すること。
- ・特色、魅力ある教育の実施に取り組むこと。
- ・跡地利用を含め、「富秋中学校区等まちづくり構想」と連携し、取り組みを進めていくこと。
- ・学校開校準備委員会を設置し、保護者、地域の意見の確認を行うこと。
- ・学校移行期間における、在校生、保護者への配慮を行うこと。